

戦時法令注解集成 第I期

[編] ゆまに書房編集部 印刷版●揃定価：本体 97,000 円+税 ISBN978-4-8433-7217-3 C3321 A5 判上製
(電子書籍=同時1アクセス:本体 106,700円+税/同時3アクセス:本体 213,400円+税) ★電子書籍版はKinoDen / Maruzen eBook Libraryのサービスでご購入いただけます。

全4巻

プリント版= 2026年5月刊行予定 / 電子書籍版= 2026年6月刊行予定

第1巻◆『臨時資金調整法の解説と手続』(中村継男著・税務懇話会刊行・1937年) 解説：柴田善雅
定価：本体 20,000 円+税 ISBN978-4-8433-7218-0 / 電子書籍版=同時1アクセス：本体 22,000円+税・同時3アクセス：本体 44,000円+税

第2巻◆『国民体力法解義』(財津吉文著・良書普及会刊行・1941年) 解説：佐々木浩雄
定価：本体 16,000 円+税 ISBN978-4-8433-7219-7 / 電子書籍版=同時1アクセス：本体 17,600円+税・同時3アクセス：本体 35,200円+税

第3巻◆『改訂 軍機保護法』(日高巳雄著・羽田書店刊行・1942年) 解説：今井慶宗
定価：本体 34,000 円+税 ISBN978-4-8433-7220-3 / 電子書籍版=同時1アクセス：本体 37,400円+税・同時3アクセス：本体 74,800円+税

第4巻◆『支那事変特別税法 新税精解』(吉田鹿之助著・森山書店刊行・1938年) 解説：ゆまに書房編集部
定価：本体 27,000 円+税 ISBN978-4-8433-7221-0 / 電子書籍版=同時1アクセス：本体 29,700円+税・同時3アクセス：本体 59,400円+税

本書の特色

- 1937～45年、戦争遂行のために制定された諸法令＝戦時法令に関する、当時の注解書を影印形式で復刻。
- 当時の法律家、官僚、実務家らによる、実情に即した法律の解釈が把握可能。
- 経済統制、資金の調達、人員の確保等、戦争の遂行に関する施策や報道等を調べる際に、有効な参考資料。
- 原則として、各巻解説に専門家による解説を付し、理解の一助とする。
- 第II期では、「国家総動員法」、「宗教団体会法」、「防空法」等についての注解書の収録を予定。

海洋政策研究所史料集成 国策展覧会資料集成

— 南方進出・国家総力戦関係 — 全4巻 [編・解説] ゆまに書房編集部 全7巻

[監修・解説] 小磯隆広 ●揃定価：本体 80,000 円+税 ISBN 978-4-8433-6387-4

日米開戦の直前、海軍関係者が南方進出・国家総力戦を構想した海洋政策研究所。戦後散逸し、公的機関における資料保存が確認できない、構成員名簿・日誌・規定等々、海洋政策研究所の資料を収集。その運営の実態を示す。

※表紙図版：改正された「軍機保護法」の公布を伝える「官報」(1937年8月14日)



〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-7-6
TEL.03(5296)0491
FAX.03(5296)0493
https://www.yumani.co.jp
e-mail eigyou@yumani.co.jp



●特におすすめしたい方●
日本近代史、政治史、法制史、軍事史の研究者、大学及び研究機関の図書館など。

ゆまに書房 Tel.03(5296)0491 / Fax.03(5296)0493 年 月 日		取扱店
戦時法令注解集成 第I期 全4巻 揃定価：本体 97,000 円+税 ISBN978-4-8433-7217-3 C3321		
ご注文書	お名前	TEL ()
	ご住所	

【解説】
柴田善雅
大東文化大学名誉教授

今井慶宗
関西女子短期大学教授

佐々木浩雄
龍谷大学文学部教授

ゆまに書房編集部

戦時法令注解集成

第I期

全4巻

ゆまに書房編集部 [編]

戦争遂行のための諸

法令Ⅱ戦時法令は如

何に運用されていた

か。当時の解釈・解

説を記した注釈書を

復刻。各巻に詳細

な解説を付す。

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スル
ハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘
密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ
前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸
軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シ
タル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處
ス
軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍機
保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之
ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年八月十三日
内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シ
タル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ
又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス
軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタ
ル者ニシテ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ
シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ
處ス
若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ原由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ
知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄
シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ
處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、収集シ又

ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織
シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務
ニ従事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲
役ニ處ス
情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ
六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

プリント版 二〇二六年五月刊行予定
電子書籍版 二〇二六年六月刊行予定

刊行にあたって

日中戦争の勃発からポツダム宣言の受諾に至る八年間の日本内政は、総力戦体制と呼ばれる。戦争の勝利を至上目標とした遂行には、人員、資金、資源等の優先的な動員や、言論、思想上の統制が不可欠であった。こうした動員や統制を可能とするために、数多くの法律や法令が制定された。その代表的なものに、政府による全面的な資源統制を可能とする「国家総動員法」や日中戦争の遂行に必要な軍事費の徴収のために、税率を定めた「支那事変特別税法」などがある。ここでは、これらの法律・法令を戦時法令と呼ぶ。

戦時法令は、近代的な法の原則である、人権の保護や、財産権の保証、良心の自由等の原理に抵触するものであり、現代においてはファシズムの産物として批判されることも多い。しかし、戦争が遂行されているとはいえず、日常的な行政権の施行や裁判の実施等において、専門家の意見による解説・解釈は不可欠であり、一般に、憲法、刑法を始めとする諸法律については、各種の注解書（逐条解説、コメンタール等）が作られ、学習や実務に利用されていた。

現代においても興味深いのは、戦時法令についても、相当数の注解書が作成されていたことである。例えば、「軍機保護法」についても、軍機の定義やこれを収集した者に対する処罰の意義等について、国際法や陸海軍の規則、判例などを綿密に検討した、詳細な注解書が出版されている。

戦争の終結から八〇年以上を経た今日において、これらと同等の解説を行うことは困難である。ただし、当時の水準において、法律の運用を検討する際には、こうした注解書を利用することは有益であろう。

本シリーズは、このような考えに基づき、今般、戦時法令に関する注解書のうち、法律の重要性、原書の稀少性を考慮して、復刻版図書を刊行するものである。

軍部が強大な権力を握った戦時下の日本において、法治主義は如何に機能していたか、当時の注解書を利用すれば、その理解の一助となるだろう。
(ゆまに書房編集部)

改正された「軍機保護法」の公布を伝える「官報」（一九三七年八月一日）

官報 第三二八五號 昭和十二年八月十四日 土曜日

第四百四十八條 前條ノ規定ニ依リ原則決テ破毀スルトキハ第四百四十九條及第四百五十條ノ場合ヲ除クノ外被破事件ニ付更ニ判決ヲ爲スヘシ
第四百五十二條 判決書ニハトモノ機密及重要ナル各條ノ要旨ヲ記載スヘシ

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年八月十三日

内閣總理大臣 近衛 文麿
海軍大臣 米内 光政
司法大臣 鹽野 季彦
陸軍大臣 杉山 元

軍機保護法

法律第七十二號

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ
前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第三條 軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處ス
第四條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

各巻の収録内容

●第1巻 ● 中村継男「著」

『臨時資金調整法の解説と手続』

解説Ⅱ柴田善雅（大東文化大学名誉教授）
臨時資金調整法（昭和二年法律第八六号）は、戦時金融統制の基本法であり、日中戦争勃発後、国債の消化と軍需産業への優先的な資金供給を企図したものである。著者、中村継男は元大蔵官僚であり、官民間で税務の促進を図る団体、税務懇話会会長を務めていた。本書では同法制定の経緯、資金運用について、講演の形式で平易に説いている。

●第2巻 ● 財津吉文「著」

『国民体力法解説』

解説Ⅱ佐々木浩雄（龍谷大学文学部教授）
良書普及会刊・一九四一年
国民体力法（昭和一五年法律第一〇五号）は、日中戦争勃発後の、国による厚生政策の一つとして制定された。本書では、男子に対する体力測定、結核検査、体力手帳の交付の方法について解説し、以て兵士の体格向上を達成すべきことを説いている。著者の財津吉文は、当時厚生省書記官であり、同法の策定に関わったと見られる。

●第3巻 ● 日高巳雄「著」

『改訂軍機保護法』

解説Ⅱ今井慶宗（関西女子短期大学教授）
羽田書店刊・一九四二年
軍機保護法（明治三二年法律第一〇四号）は、軍事上の秘密の探知、漏洩を防ぐことを目的として制定された。昭和期の改訂（昭和二年法律第七二号）によって、秘密を外国に漏らした者には最も重い場合、死刑を下し得るなど、厳罰が加えられた。著者、日高巳雄は陸軍法務将校であり、他にも多くの軍関係法の解説を著している。

●第4巻 ● 吉田鹿之助「著」

『支那事変特別税法 新税精解』

解説Ⅱゆまに書房編集部
森山書店刊・一九三八年
支那事変特別税法（昭和一三年法律第五一号）は、北支事件特別税法（昭和一二年法律第六六号）を引き継ぎ、日中戦争における軍事費調達の本拠となった法律である。著者、吉田鹿之助は大蔵省主税局長であり、両法律の制定に関わったと見られる。本書で各種税率の引上げの他、新設の入場税、通行税等の徴収、納付について詳細に解説されている。

第一章 軍事上の秘密の定義

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ
前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

立 法 理 由
現行軍機保護法ニ於ケル軍事上秘密ノ事項及圖書物件ニ關シテハ僅カニ陸軍ノ秘密書類ニ關スル件ニ限リシメテ其ノ範圍ヲ大略テ公示シアルノミニシテ事項及物件並ニ海軍ノ軍事上秘密ノ事項及圖書物件ニ付テハ外部者ハ其ノ種類範圍スラ知ルヲ得ザル所ナリ。從テ不用意ノ間ニ之ヲ犯ス者又ハ不知ニシテ重大ナル軍事上ノ秘密ヲ探知收集シ或ハ漏泄スル者尠カラザルト同時ニ檢査取締ノ局ニ當ル者モ亦之ヲ實行ニ多大ノ困難ヲ感スル所アリ。故ニ本案ハ本法上ノ軍事上ノ秘密ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ命令ヲ以テ秘密ヲ探知セザル限ニ於テ其ノ事項及圖書物件ノ種類範圍ヲ公示シ以テ不用意ニ犯ス者ヲ鮮カラシメ且其ノ檢査取締ヲ容易ナラシメントス之レ新ニ本條ヲ設ケタル所以ナリ

第一節 總 說

第一章 軍事上の秘密の定義
一四一

第四編 通行税

第一章 創設の趣旨

通行税は支那事變費の一部に充てる目的を以て、支那事變特別税法に依り創設せられたのである。それならば何故に支那事變費調達財源の一部として通行税を設けるに至ったか。今次の増税に當つては増税をして出来るだけ國民の負擔力に適合せしむることに留意せられ、増収の中心を所得税に置き、又事變の影響に因り利益の著しく増加したものに對しては、新に標準を設けてその増加利益に課税することとせられたのであるが、その結果所得税等の負擔は相当高率のものとなるので、どうしてもこれ等増収以外の方面にも課税の對象を求め、負擔を普遍的ならしめる必要が一層切實となつた。即ち支出税の方面に於ても、従来よりも更に廣い範圍で國民の支出を捕捉して、そこに増収力を求めた課税が必要になつて來た。然し従來我國に於ては國税としての支出税は物品の消費のための支出に増収力を認めたものしか存しなかつた。そこでこれ等物品

第一章 創設の趣旨
三三